

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第46条（省略）</p> <p>第47条（省略） 2（省略）</p> <p>第48条から第59条（省略）</p>	<p>第1条～第46条（現行のとおり）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 <u>札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。</u></p> <p>第48条から第59条（現行のとおり）</p>	<p>札幌市公文書管理条例の制定に伴う改正</p>

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1条（省略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するものを除く。）について調査審議するほか、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により審議会に属することとされた事務を行う。</p> <p>2 審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するものを除く。）に関し実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。</p> <p>第3条～第26条（省略）</p>	<p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）について調査審議するほか、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定により審議会に属することとされた事務を行う。</p> <p>2 審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）に関し実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。</p> <p>第3条～第26条（現行のとおり）</p>	<p>札幌市公文書管理条例の制定に伴う改正</p>